

371-0846

前橋市元総社町 2-5-3 (一社) 群馬県  
建設業協会 前橋支部 内  
一般社団法人 群馬建築士会 前橋  
支部

前 産  
令和4年10月27日

御中

前橋市長 山 本 龍  
(公印省略)

### 前橋市省エネ機器等更新補助金のご案内 (お知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市では、市内に事業所等を有する個人事業主及び中小企業者等の省エネ機器導入を促進し、光熱費の削減による経済的な負担軽減とエネルギー消費量の削減による脱炭素への取り組みを支援するため、下記の補助制度を実施いたします。

つきましては、下記のとおり、案内チラシを送付しますので、内容をご確認いただき、会員、組合員等の皆様への周知にご協力をお願いいたします。ご不明な点などございましたらお問い合わせください。

( 産業経済部産業政策課 )

### 記

#### 1 案内チラシ

別紙のとおり

#### 2 受付期間

令和4年11月1日(火)から12月28日(水)まで (当日消印有効)

#### 3 申し込み

上記受付期間に E-mail、郵送または産業政策課窓口でお申し込みをお願いします。

詳細については前橋市ホームページからご確認をお願いします。

ホーム>申請書ダウンロード>産業経済部>産業政策課



#### 4 その他

エネルギー負担の軽減、未来に向けた省エネ創エネを支援するため、「省エネ家電買換補助金」、「次世代脱炭素設備導入補助金」等も実施します。

同封資料について、前橋市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。ホーム>行政情報>行財政>財政>補助金情報等



### 【お問い合わせ先】

前橋市産業政策課産業政策・経済対策係

連絡：027-898-6983

e-mail：[genyu@city.maebashi.gunma.jp](mailto:genyu@city.maebashi.gunma.jp)

# 令和4年度 前橋市省エネ機器等更新補助金

前橋市内に事業所等を有する個人事業主及び中小企業者等の省エネ機器導入を促進する制度を新たに設けました。本制度によって光熱費の削減による経済的な負担軽減とエネルギー消費量の削減による脱炭素への取り組みを支援します。

◆ **受付期間** 令和4年11月1日(火)～12月28日(水)

※受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります

## 補助対象者

市内で1年以上事業活動を営む個人事業主、中小企業者等  
(農業事業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含む)

## 補助率・補助上限金額

補助率 **1/2** 補助上限 **200万円**  
(1事業者1回限り)

## 対象設備・事業

市内事業所、工場、店舗等に設置する下記設備の更新・施工(10万円以上のもの)

- ・業務用空調設備
- ・照明設備
- ・給湯設備
- ・業務用冷凍冷蔵庫(ショーケース含む)
- ・交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプ等)
- ・変圧器
- ・ボイラー設備
- ・建物断熱工事



- ※ 申請には、条件がありますので事前に前橋市ホームページ等をご確認ください。
- ※ 交付要件・申請書は、前橋市ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 国、県、市、その他の補助事業の交付を受けている、また受ける予定のある事業については補助対象外となります。

問い合わせ先  
申し込み先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係  
TEL: 027-898-6983 FAX: 027-027-224-1188  
Eメール: genyu@city.maebashi.gunma.jp



HPはこちら

申請  
受付

令和4年11月1日（火）～12月28日（水）

郵送での申請・・・表面記載の申し込み先へ郵送（12月28日必着）

メールで申請・・・表面記載のアドレスへ送信（受付メールの返信で受理）

窓口での申請・・・市役所12階産業政策課窓口へ

実施  
期間

令和4年10月1日（土）～令和5年2月28日（火）

10月1日以降に発注を行った設備・工事が対象となります。

実施期間内に支払いを完了することが条件となります。

申請  
方法

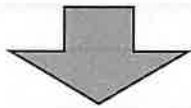
以下の提出書類を揃えて申請してください。

申請方法は次の2通りです。

※申請後の交付決定通知があるまで、補助金の交付は確約できません。

## 【1】申請日までに発注・契約・設置・支払が終わっている場合

①補助金の交付申請  
実績報告を含む



②交付請求書の提出

### 【①交付申請の提出書類】

- 交付申請書兼実績報告書
- 市税の完納証明書
- 補助事業内容説明書
- 事業収支内訳書
- 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）
- 請求書の写し
- 領収書等の写し
- 現場写真
- 決算報告書（個人事業主は確定申告書）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合）

## 【2】申請日の後に発注する場合

①補助金の交付申請



②設備等発注・施工  
交付決定後に実施  
設置・支払いまで



③実績報告書の提出



④交付請求書の提出

### 【①交付申請の提出書類】

- 交付申請書
- 市税の完納証明書
- 補助事業内容説明書
- 事業収支予定内訳書
- 見積書
- 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）
- 決算報告書（個人事業主は確定申告書）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合）

### 【③実績報告の提出書類】

- 補助事業実績報告書
- 請求書等の写し
- 領収書等の写し
- 現場写真（事業着手前後の写真）

## ○ エネルギー負担の軽減、未来に向けた省エネ創エネを支援します

### ○ 市民・事業者への市長メッセージ

コロナ禍や国際紛争による最近の資源の高騰は、エネルギーを海外に依存している我が国にとって、エネルギー価格高騰として市民の暮らしまで直接響いてきています。

今回の補正予算は、国からの地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格高騰の影響を受けている皆さんに対し、ご家庭や企業におけるエネルギー負担の仕組みを改善するため、省エネと創エネを支援するものです。

省エネと創エネによるエネルギー転換によって、一人ひとりがエネルギーコストを削減し、さらには地球環境保全に向かって踏み出すメッセージとして、今回の交付金活用事業を提案いたしました。本日、議会に説明を行ったうえで、補正予算の専決処分を行いましたので、これらの事業をスタートさせます。

エネルギー負担を軽減し、未来に向けて、省エネや創エネに取り組んでまいりましょう。

### 令和4年度10月補正予算（一般会計、専決処分）の事業内容

国が地方創生臨時交付金の増額・強化として創設した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」約6.6億円を活用し、生活者及び事業者のエネルギー費用負担の軽減等を図るとともに、未来へ向けた、省エネ化・脱炭素化を促進する各種支援事業を迅速に実施するため、必要な経費について、本日、令和4年10月21日付けで一般会計に追加する補正予算措置の専決処分を行いました。補正予算の内容及び問い合わせ先については、以下のとおりです。

### ○ 省エネ家電買換補助金【4億7,500万円】

市内在住の世帯に対し、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ家電への買い換えに係る経費の一部を補助

- ・対象者 市内在住の世帯
- ・対象経費 1品3万円以上の省エネ家電（エアコン、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、テレビ、洗濯機）の買い換えに係る製品購入費  
※買い換の確認は、リサイクル券等にて行います。
- ・対象期間 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに設置したもの
- ・補助率 1/3
- ・補助上限 1品当たり5万円、1世帯2品10万円まで

※申し込み方法や必要書類など、詳細については、順次、広報まえばしやホームページを更新し、お知らせします。

問い合わせ先 環境森林課 電話027-898-6292

### ○ 次世代脱炭素設備導入補助金【4,500万円】

市内で事業を営む個人事業主、中小企業者等に対し、エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、次世代脱炭素設備導入に係る経費の一部を補助

- ・対象者 市内で事業を営む個人事業主、中小企業者等
- ・対象経費 V2H・EV・蓄電池・太陽光パネル（事業所等の敷地内の設置に限る）の購入及び設置工事費（各中古品可）
- ・対象期間 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに導入したもの
- ・補助率 1/2
- ・補助上限 1設備当たり100万円、計400万円まで

※申し込み方法や必要書類など、詳細については、順次、広報まえばしやホームページを更新し、お知らせします。

問い合わせ先 環境森林課 電話027-898-6292

### ○ 省エネ機器等更新事業補助金【7,000万円】

市内で事業を営む個人事業主、中小企業者等に対し、事業用省エネ機器等の更新に係る経費の一部を補助

- ・対象者 市内で事業を営む個人事業主、中小企業者等
- ・対象経費 業務用空調設備、照明設備、給湯設備、業務用冷凍冷蔵庫、交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプなど)、変圧器、ボイラー設備（各中古品可）の省エネ機器への更新に係る経費及び建物断熱工事費 ※専ら事業の用に供するものに限る
- ・対象期間 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに更新、施工したもの
- ・補助率 1/2
- ・補助上限 200万円（下限5万円）

問い合わせ先 産業政策課 電話027-898-6983

【申請は11月1日～12月28日】前橋市省エネ機器等更新事業補助金

○ 施設園芸省エネ促進事業補助金【1,000万円】

市内施設園芸農家に対し、燃油高騰の影響を受けにくい省エネ型施設園芸への転換を図るため、機器及び設備の更新や導入に係る経費の一部を補助

- ・対象者 市内施設園芸農家
- ・対象経費 ヒートポンプ、木質バイオマス暖房機、保温カーテンの多層化、内張被覆資材等の更新又は導入費
- ・対象期間 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに更新、導入したもの
- ・補助率 1/2
- ・補助上限 ヒートポンプ（地下水熱源・地中熱源を含む）、木質バイオマス暖房機等 400万円  
保温カーテンの多層化、内張被覆資材等 100万円  
1経営体当たり、計500万円まで

問い合わせ先 農政課 電話027-898-6704

（申請は11月1日～12月28日）施設園芸農家の省エネ機器購入を支援します

○ 保育施設等物価高騰対策支援金【1億3,000万円】

放課後児童クラブ（87施設）、認可外保育施設（48施設）、民間保育所（20施設）及び認定こども園等（51施設）に対し、エネルギー・食料品価格の高騰分など、県と協調し支援（県1/2）

県の基準月額単価（案）※12か月分を支援

- ・児童クラブ 児童1人当たり給食費110円、光熱水費70円、1施設当たりガソリン代2,350円
- ・民間保育施設等 児童1人当たり給食費590円、光熱水費390円、1施設当たりガソリン代2,350円

※各事業者へは、個別にお知らせします。

問い合わせ先 子育て施設課 電話027-220-5705